

# 刑事判例研究 (4)

## 中央大学刑事判例研究会

保護室に収容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護士等からあった場合に、その旨を未決拘禁者に告げないまま、保護室収容を理由に面会を許さない刑事施設の長の措置は、特段の事情がない限り、国家賠償法上違法となるとされた事例

篠原 亘

最高裁第一小法廷平成三〇年一〇月二五日判決、平成二九年(受)第九九〇号 接見妨害等損害賠償事件、民集七二巻五号九四〇頁 裁時一七一〇号七頁 判例タイムズ一四五六巻五七頁、裁判所ウェブサイトに

### 【事実の概要】

福岡拘置所に被告人として勾留されていた被告人Aは、勾留中、福岡拘置所の職員から再三にわたり制止を受けたにも拘わらず、「獄中者に対する暴行を謝罪せよ。」などの発言を繰り返して大声を発し続けたため、刑事収容施設法七九条一項二号イに該当する

として保護室に收容された。

Xの弁護人Yは、福岡拘置所を訪れ、Xとの面会の申出（以下「本件申出」という。）をしたが、保護室に收容されていたXは、本件申出の前後にわたり依然として大声を発していたため、同拘置所の職員は、Xに対して本件申出があった事実を告げないまま、弁護人Yに対してXが保護室に收容中であるために面会は認められない旨を告げ、Xと弁護人Yとの面会を許さなかった。

X及び弁護人Yは、被告人Xが保護室に收容中であることを理由に面会を許さなかった措置が違法（接見交通権侵害）であると、国家賠償請求を行った。

### 【判決要旨】——破棄差戻し

刑法三九条一項の保障する接見交通権は、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者が弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものである……。そして、刑事收容施設法三一条も、未決拘禁者の処遇に当たっては、未決の者としての地位を考慮し、その防衛権の尊重に特に留意しなければならぬものとし、また、刑事收容施設法一一条は、刑事施設の長は、未決拘禁者（受刑者又は死刑確定者としての地位を有する者を除く。）に対し、弁護人等を含む他の者から面会の申出があったときは、同条所定の場合を除き、これを許すものとしてゐる。これらに照らすと、刑事施設の長は、未決拘禁者の弁護人等から面会の申出があった場合には、直ちに未決拘禁者にその申出があった事実を告げ、未決拘禁者から面会に応ずる意思が示されれば、弁護人等との面会を許すのが原則となるべきである。……刑事收容施設法七九条一項二号は、被收容者が同号イからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるときには、被收容者を保護室に收容することができるものとしてゐる。一方で、刑事收容施設法は、保護室に收容されている未決拘禁者と弁護人等との面会については特に定めを置いていない。これは、保護室に收容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあったとしても、その許否を判断する時点において未決拘禁者が同条一項二号に

該当する場合には、刑事施設の長が、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、面会を許さない措置をとることができることを前提としているものと解される。上記時点において未決拘禁者が同号に該当するか否かは、未決拘禁者に係る具体的な状況や踏まえ、判断されるべきものであるが、その判断に当たっては、未決拘禁者が、刑務官の制止に従わず大声又は騒音を発するなど同号に該当するとして保護室に收容されている場合であっても、面会の申出が弁護人等からあつた事実を告げられれば、面会するために大声又は騒音を発することをやめるなどして同号に該当しないこととなる可能性もあることが考慮されるべきである。

…刑事法及び刑事收容施設法の趣旨等に鑑みると、刑事施設の長は、未決拘禁者が刑事收容施設法七九条一項二号に該当するとして保護室に收容されている場合において面会の申出が弁護人等からあつたときは、未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合のように、精神的に著しく不安定であることなどにより上記申出があつた事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかな場合を除き、直ちに未決拘禁者に同事実を告げなければならず、これに対する未決拘禁者の反応等を確認した上で、それでもなお未決拘禁者が同号に該当するか否かを判断し、同号に該当しない場合には、同条四項により直ちに保護室への收容を中止させて刑事收容施設法一一五条等により未決拘禁者と弁護人等との面会を許さなければならない…。そうすると、刑事收容施設法七九条一項二号に該当するとして保護室に收容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護人等からあつた場合に、その申出があつた事実を未決拘禁者に告げないまま、保護室に收容中であることを理由として面会を許さない刑事施設の長の措置は、未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がない限り、未決拘禁者及び弁護人等の接見交通権を侵害するものとして、国家賠償法一条一項の適用上違法となると解するのが相当である。

これを本件についてみると、…被告人Xは、本件申出の前後にわたり保護室において大声を発していたが、当時精神的にどの程度不安定な状態にあつたかは明らかではなく、意図的に抗議行動として大声を発していたとみる余地もあるところ、本件申出があつた事実を告げられれば、弁護人Yと面会するために大声を発するのをやめる可能性があつたことを直ちに否定することはでき

ず、……前記特段の事情があつたものといふことはできない。

### 【裁判官池上政幸の補正意見】

……未決拘禁者が刑事収容施設法七九条一項二号に該当するとして保護室に収容されている場合であつても、面会の申出が弁護士等からあつたときは、刑事施設の長は、保護室収容中の未決拘禁者の中には、上記一のように弁護士等と面会するためであれば大声等を発するなどの行動を自制することが可能な状態にある者も含まれることをも考慮に入れて面会の可否を判断しなければならぬ。そのため、刑事施設の長は、未決拘禁者が、上記申出があつた事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる特段の事情がある場合を除き、直ちに未決拘禁者に上記申出があつた事実を告げなければならないと考えられる（なお、付言すると、「特段の事情」は、精神状態に起因するものに限らないが、法廷意見が例示する「未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合」のように、未決拘禁者が、上記申出があつた事実を告げられても、その告知内容を理解すること又はこれに的確な対応をすることが著しく困難な状況にあるために、上記告知をすることが実質的に意味を持たないような場合をいうものと解される……）。

### 【研究】

#### 一 問題の所在

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」と称する。）一一五条は、刑事施設の長は、同条所定の場合を除き、未決拘禁者に対し他の者から面会の申出があつたときは、これを許すものとすると規定する。

一方、同法七九条一項二号では、被収容者が同条所定のいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩

序を維持するため特に必要があるときには、被收容者を保護室に收容することができる旨規定している。ただし、同号に基づき保護室に收容中の未決拘禁者に対して弁護士等からの面会の申出があつた際の措置については、特段の規定が置かれていない。

以上のことから、本件の争点は、保護室に收容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護士等からあつた場合に、その旨を未決拘禁者に告げないまま、保護室收容を理由に面会を許さない刑事施設の長の措置の適法性ということなる。<sup>(1)</sup>

かかる争点に関して、第一に、保護室に收容されていることを理由に面会を許さない措置をとることができるか否か、第二に、仮にかかる措置をとることができるのであれば、その措置の判断の前提として、弁護士等から面会の申出があつた事実を未決拘禁者に伝える義務があるか否か、という二段階での検討が必要となる。

以下、未決拘禁者の接見交通権・保護室への收容の性質を概観した後、上記二つの論点を順次検討してゆくこととする。

## 二 未決拘禁者の接見交通権・保護室收容

### (一) 接見交通権

接見交通権について、最大判平成二一年三月二四日<sup>(2)</sup>は、憲法三四条前段は、身体の拘束を受けている被疑者が、「弁護士を選任した上で、弁護士に相談し、その助言を受けるなど弁護士から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障している」ものであり、刑法三九条一項は、「憲法三四条の右の趣旨にのっとり、……弁護士等から援助を受け

る機会を確保する目的で設けられたもので……憲法の保障に由来する」とした。この弁護人との接見交通の重要性が、被疑者に限らず、被告人たる未決拘禁者にとっても妥当することは周知のとおりである。

## (二) 未決拘禁者の接見交通権と刑事収容施設法

### ① 原則

上のように、接見交通権が「刑事手続上重要な基本的権利」<sup>(3)</sup>であることを踏まえ、刑事収容施設法三二条も、被疑者・被告人として身柄を拘束されている未決拘禁者の処遇においてはその防衛権の尊重に特に留意しなければならぬとし、未決拘禁者の処遇に関する諸規定の解釈・運用の指針を示している。<sup>(4)</sup>

これを受け、同法一一五条も、「未決拘禁者については、受刑者と異なり、有罪の判決が確定した者ではないから、拘禁の本質―改善更生を目的とするものではないし、制裁を目的とするものでもない―からは外部交通の自由を否定すべき理由はない」ということ<sup>(5)</sup>から、同条所定の場合を除いては、「これを許すものとする。」とし、他の者からの面会の申出を原則許す構造となっている。

### ② 刑事収容施設法一一五条の例外

「同条所定の場合」、すなわち、同法一一五条に規定されている例外として、同条は、刑事訴訟法上面会が許されない場合は当然、刑事収容施設法一四八条三項又は次節の規定により禁止される場合が挙げられている。

同法一四八条三項は、外国語による面会で通訳の費用を負担すべきであるのにこれを負担しない場合であり、次節の規定とは、閉居罰を執行されている場合である。なお、後者の場合でも、弁護人等と面会する場合及び被告人若し

くは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合は除外される。

以上が刑事収容施設法一一五条にて未決拘禁者の面会が制限される場合をみてきたが、この例外の中に、保護室収容中の面会を制限することについては規定がない。

### (三) 未決拘禁者の保護室収容

未決拘禁者の保護室収容についてみると、刑事収容施設法七九条一項二号は、「刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要がある」場合に、被収容者を保護室に収容できる旨規定している。この点、立案担当者は、「二号に規定されている大声・騒音を発する場合、他害のおそれがある場合、刑事施設の設備等の損壊・汚損のおそれがある場合については、それが不安定な精神状態に起因するものであることから、被収容者の精神状態が著しく不安定であつて、手をつけられないような場合に限る趣旨で、『刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき』と規定したもの<sup>6)</sup>」としている。また、同条三項では収容の期限を明確に制限し、同条四項では収容の必要がなくなったときには直ちに収容を中止すべきことを規定している点からも、保護室への収容は至極限定的な場合に限られたものとなっているように思われる。

### 三 保護室に収容されていることを理由に面会を許さない措置をとることができるか否か(論点一)

以上の点を踏まえ、保護室に収容されていることを理由に面会を許さない措置をとることができるか否かを検討する。

(二) 福岡高裁平成二九年三月七日(本件原審)―請求棄却

かかる争点につき、本件控訴審は、「これを許さない旨の刑事施設の長の措置は、保護室収容が刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるときになされるものであること、そのため、刑事収容施設法は、保護室収容中の被収容者と弁護士との面会に関する特段の規定を設けていないことにかんがみると、原則として、必要かつ相当な措置として、国家賠償法一条一項の適用上違法であるとの評価を受けないものというべき」とした。

このように、控訴審判断は、保護室に収容されていることを理由に面会を許さない措置をとることができるものとしたが、かかる判断には、現行の刑事収容施設法には明文規定がなく、また、旧法たる監獄法上、未決拘禁者の面会の接見の許否は所長の裁量によるものであった(四五条一項)ことが背景にあるものと思われる。

## (二) 本判決の判断

これに対して本判決は、「その許否を判断する時点において未決拘禁者が同条一項二号に該当する場合には、刑事施設の長が、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、面会を許さない措置をとることができることを前提としているものと解される」と判示しているが、その根拠については一切言及していない。

この点、察するに、本判決は次の点を考慮したものと思われる。

規定がないにも拘らずかかる措置が必要なのは、刑事収容法の目的の一つに刑事収容施設の適正な運営を図ることが挙げられていること(7)に求めることができる。更に、そのような適正な運営を図るためには、規律及び秩序を維持することは絶対的に必要となる。加えて、例えば大声を発し続けるなど、同法七九条一項及び二項所定の行為が上記の



規律及び秩序の維持に反する行為であることは明白である。そうすると、当該行為者を保護室に収容することは、施設の適切な運営上必要な措置といえることができる。そして、上述したように、保護室への収容はそれ自体が、例外的・限定的な場合に限定されている。

また、保護室とは、被収容者の鎮静及び保護にあてるため、窓が小さく、備品等もないなど特別の設備及び構造を有する独居房である<sup>(8)</sup>。一方、面会室は、被収容者が自傷行為に及ぶのに用いるおそれのある設備や物品（窓ガラスなど）が備えられていたり、被収容者が発する騒音を防止するための十分な構造が採られていない<sup>(9)</sup>。

以上のことから、そもそも刑事収容施設法は、保護室収容者が面会することを想定してはいないのではないかと考えられることができる。つまり、保護室に収容中の者が同法一一五条に基づいて面会をすることなど当然なものと考えられていたため、同条の例外規定としてわざわざ規定されることもなかったということである。

このように解すると、本判決が、「面会を許さない措置をとることができることを『前提としている』ものと解される」との表現にも納得がゆく。とはいえ、接見交通権が刑事手続上重要な基本的権利であることに鑑みると、その根拠は明示的に言及されて然るべきであったようにも思われる。

#### 四 「弁護士等から面会の申出があった事実を未決拘禁者に伝える」義務の有無（論点二）

続いて、弁護士等から面会の申出があった事実を未決拘禁者に伝える義務の有無についてであるが、この点も論点一と同様、かかる義務について規定した明文規定は存在しない。そこで、当該義務の有無について検討する。

## (一) 関連裁判例

関連する裁判例を見るべきではあるが、東京地判平成二五年五月二七日の事例の概要及びその判断は本件控訴審判断に類似しており、本稿では紹介のみに留め、本件控訴審判決の判旨を概観することとする。

本件控訴審判決は、被告人が保護室に収容中であることを理由として被告人と弁護人との面会を許さない措置の違法性について次のとおり判断して、上告人らの接見交通権の侵害を理由とする損害賠償請求をいずれも棄却すべきものとした。すなわち、保護室に収容されている被告人との面会の申出が弁護人からあつた場合に、刑事施設の長が保護室への収容を継続する必要性及び相当性を判断する前提として、上記申出があつた事実を被告人に告げるか否かは、その合理的な裁量に委ねられており、この事実を告げないまま、保護室に収容中であることを理由として面会を許さない措置がとられたとしても、上記裁量の範囲の逸脱がなく、上記必要性及び相当性の判断に誤りがない限り、原則として、国家賠償法一条一項の適用上違法とならない、と。

## (二) 本判決の判断

本判決は、かかる告知が裁量によるべきものとの原審等の採る見解を明確に否定し、「特段の事情」がない限り、原則として、直ちに未決拘禁者に面会の申出の事実を告げなければならないとの見解にたつた。

①保護室収容中の未決拘禁者に、弁護人が面会を求めていることを告知すべき義務を導く解釈

本判決は、上記義務が導かれるとしたが、その根拠については言及していない。この点、本判決は下記のような条文解釈に基づいたものと思われる。

刑訴法三九条一項は、身柄の拘束を受けている被告人に対して弁護士等との接見交通権を認め、明文上はこれに制限を設けていない。また、刑事施設収容法一一五条は、未決拘禁者が外部の者と面会することを認め、未決拘禁者が保護室に収容されていることは、明文上はその制限条件の中に含まれていない。

もつとも、被告人の接見交通にしろ、未決拘禁者の外部交通にしろ、身柄拘束制度の存在を前提にしたものであるので、これを許すことによつて身柄拘束制度を維持できなくなる場合には、制限が加えられることは当然であるといえる。

刑事施設に収容して身柄を拘束する場合、施設の規律・秩序を維持してその安全・平穩を確保することは、身柄拘束制度を存続させる上で必要不可欠である。刑事施設の被収容者を保護室に収容する措置はこのような目的で行われるものであるから、接見交通・外部交通を制限できる場合として明文で規定されていなくても、保護室収容を理由にこれらを制限することは許され、刑訴法三九条一項、刑事施設収容法一一五条に違反しない。

とはいえ、公判を控えた被告人・未決拘禁者と弁護士等との接見交通権・外部交通権は極めて重要な権利であるので、その権利の実現と施設の規律・秩序維持との調整を刑事施設の長が可能な限り図るべきことが刑訴法三九条一項、刑事施設収容法一一五条から要請される。刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発して保護室に収容されている未決拘禁者の中には、「面会の申出が弁護士等からあつた事実を告げられれば、面会するために大声又は騒音を発することをやめるなどして刑事施設収用法七九条一項二号に該当しないこととなる可能性もある」者もいるので、弁護士等から面会の申出があつたことを被告人・未決拘禁者に告知することが、それがおよそ無意味な場合を除いて、刑訴法三九条一項、刑事施設収容法一一五条から要請される（義務化される）。

## ② 「特段の事情」

問題は、この「特段の事情」から派生して、新たな論点が生じることである。

本判決に基づくと、この「特段の事情」とは、「未決拘禁者が精神的に著しく不安定であることなどにより同事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかであるといえる」場合、また、「未決拘禁者が極度の興奮による錯乱状態にある場合のように、精神的に著しく不安定であることなどにより上記申出があった事実を告げられても依然として同号に該当することとなることが明らかな場合」と説明している。

なるほど、このように、精神状態が著しく不安定であって、手がつけられず、同事実を告知されても依然として大声を出すなどの七九条一項二号該当行為を続けるなど、告知が意味をなさない場合があることは否定できない。

しかし、これは同時に、面会の申出の事実を告げられて、七九条一項二号該当行為を止める場合があることも認めることとなるのは、本判決も認めるところである。よりいえば、精神状態が著しく不安定であって、手がつけられないわけではなく、意図的に七九条一項二号該当行為を行っている者がいること、及び、そのような者が保護室に収容されていることを是認することとなる可能性がある。

事実、本判決は、「被告人Xは、本件申出の前後にわたり保護室において大声を発していたが、当時精神的にどの程度不安定な状態にあったかは明らかではなく、意図的に抗議行動として大声を発していたとみる余地もあるところ、本件申出があった事実を告げられれば、弁護士Yと面会するために大声を発するのをやめる可能性があったことを直ちに否定することはでき」ないとしている。

このように捉えると、本判決は、先に述べた、精神状態が著しく不安定であって、手がつけられないような場合に

限り保護室に收容するとの立案担当者の意図とは異なり、七九条一項二号該当性を広く捉えている可能性がある。このように、本判決と立案担当者との見解の相違が見受けられ、今後課題を残すものとなった。

とはいえ、仮に精神状態が著しく不安定であつて、手がつけれないわけではなく、意図的に七九条一項二号該当行為を行つていても、かかる行為が刑事收容施設の規律及び秩序の維持に反する行為であることに違いはなく、保護室に收容されるべきであることに鑑みると、本判決の判断は妥当なものといえよう。

### ③ 補足意見について

なお、本件には補足意見が付されているが、その内容は法廷意見とほとんど同様のものとなっている。唯一異なる点が、「なお、付言すると、「特段の事情」は、精神状態に起因するものに限らない」と述べている点である。上記法廷意見は、真に精神状態が著しく不安定であつて、手がつけれないために保護室に收容されている者と、そうでなく、意図的に同行為を行い保護室に收容されている者を收容するとの二つの場合があることを暗に示したが、補足意見はこの点を明示的に示したものと思われる。

## 五 本判決の意義・射程

本判決は、保護室に收容されている未決拘禁者との面会の申出が弁護士等からあつた場合に、保護室收容を理由に面会を許さない措置の適法性についての初の最高裁の判断である。とりわけ本判決では、刑法三九条一項の接見交通権の保障、及び、刑事收容施設法三一条の未決拘禁者の防御権の尊重という、未決拘禁者に関する刑事收容の基本姿勢を改めて確認した点に意義が認められる。<sup>10)</sup>

そして、明文規定のないかかる争点に関連し、「特段の事情」がある場合を除いては、弁護士等からの面会の申出があった事実を直ちに保護室収容中の未決拘禁者に告げることが義務とした点は、今後の実務に大きく影響を及ぼすものと思われる。

前述の通り、「特段の事情」の有無の判断それ自体が容易ではなく、また、面会の申出の事実を告げられた未決拘禁者が七九条一項二号該当行為を止める場合も考えられる。ゆえに、施設の裁量次第ではあるが、後の訴訟リスクに鑑みても、保護室収容中の未決拘禁者に対しては、原則、面会の申出の事実を告げ、面会を許容し、その上で、面会室にて依然として七九条一項二号該当行為が見受けられる場合に面会を許さない措置をとるとい<sup>(11)</sup>うことが実施されるものと予想される。

- (1) 本判決の評釈として、判例タイムズ一四五六号五七頁(匿名解説)、金子章「判批」法学教室四六一号一六一頁、北島周作「判批」法学教室四六一号一五七頁、高倉新喜「判批」法学セミナー七六九号一三〇頁、田中優企「判批」刑事法ジャーナル六〇号一五三頁などがあげられる。
- (2) 民集五三卷三号五一四頁。
- (3) 最大判平成一一年三月二四日。
- (4) 林眞琴・北村篤・名取俊也『逐条解説刑事収容施設法「第三版」』(有斐閣、二〇一七年)五九〇頁。
- (5) 同上五九〇頁。
- (6) 同上三六一頁。
- (7) 刑事収容施設法一条。
- (8) 前掲註(4)三五九頁。
- (9) 同上。

- (10) 田中・前掲註(1) 一五九頁は、第一審及び原審が、保護室に収容されているという事実を重視するあまり、未決拘禁者に係る刑訴法及び刑事収容施設法上の基本原則を後退させ、基本的枠組みを変更するものであったとしている。
- (11) 原則告知することにより、そもそも告知した、告知しなかったという争いが生じなくなるであろう。ただし、これを条文から導くことは困難である。

(千葉商科大学非常勤講師)